

## 中国雲南省友好交流推進に係る情報発信業務委託仕様書

### 1 業務名称

中国雲南省友好交流推進に係る情報発信業務委託

### 2 目的

本県と雲南省は、平成 25 年 11 月に締結した友好交流協力協定に基づき、経済・観光、農林業、青少年相互派遣交流など、多分野において交流連携事業を進めており、交流の取組について県民の理解を深めるため、電波媒体を活用した広報を実施するもの。

### 3 履行期間

契約日から平成 31 年 9 月 30 日（月）まで

### 4 広報内容

県と雲南省との経済交流について、雲南省昆明市で開催される「(仮) 昆明国際交易会」における岩手県企業の出展の様子などを取り上げながら、テレビ番組として広く県民に周知する。

#### (1) 想定する放送内容

- ア プール茶と南部鉄器の出会いから始まった県と雲南省との交流拡大の状況
- イ 雲南省と取引のある県内企業のインタビュー（於：県内または雲南省）
- ウ 「(仮) 昆明国際交易会」における県内出展企業の様子（於：雲南省・6 月開催予定）
- エ 岩手県と取引のある雲南省企業のインタビュー（於：雲南省）
- オ 雲南省の紹介（石林ジオパークや麗江古城等の世界遺産、中国で最も多い少数民族の多様な文化、多様な動植物等）等

#### (2) 番組時間等

- ア 放送時期は、「(仮) 昆明国際交易会」が終了した後から 9 月までの間とする。
- イ 番組時間は、20 分から 30 分程度とすること。
- ウ 既存番組内の特集コーナーとのタイアップも可とする。
- エ 放送は、土曜日又は日曜日の特 B タイム以上で行うこと。

#### (3) 番組制作本数

1 本以上

#### (4) 放送回数

1 回以上

### 5 業務内容

#### (1) 企画

- ア 企画内容について県と十分に協議を行うこと。なお、インタビュー対象企業については、県において候補を提示する。
- イ 協議内容に基づき企画構成、台本を作成し、県の確認を受けること。

#### (2) 撮影

- ア 企画構成、台本に従って撮影を行うこと。
- イ 撮影に必要な機材等については、受託者が用意すること。
- ウ 撮影日程は、県内取材 2 日程度、中国随行取材 6 日程度を想定していること。
- エ 雲南省における現地コーディネーター及び通訳は、岩手県雲南事務所が対応予定であること。

#### (3) 編集

- ア 撮影した映像を編集し、放送可能な番組とすること。
- イ 編集後の番組について県の確認を受けること。

#### (4) 放送

具体的な放送日時を県と協議のうえ決定し、放送すること。

(5) 報告書等の作成

ア 情報発信業務の内容を取りまとめた報告書（A4判）を県と協議のうえ作成し、紙媒体及び電子媒体（CD-R等）に格納のうえ、県に2部（枚）提出すること。

イ 放送後の番組を委託者が所有する映像機器で再生可能なファイル形式でDVD等の媒体に保存し、県に2枚提出すること。

ウ 提出期限は、平成31年9月30日（月）までとする。

(6) 納品成果物等

ア 報告書：紙媒体2部、CD-R等2枚

イ 番組：DVD等2枚

## 6 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して予め文書で協議しなければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年3月30日岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。